様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　8年　6月　4日

茨城県知事　殿

提出者
住　所　　茨城県猿島郡境町猿山6の1
氏　名　　東京セキサン 株式会社
代表取締役工場長　　齊藤　学
電話番号　0280-87-1333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京セキサン 株式会社
事業場の所在地	茨城県猿島郡境町猿山6の1
計画期間	令和 8年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	窯業・土石製品製造業[F22]
②事業の規模	８，２７０　百万円/年
③従業員数	３２　名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり　　図－1、図－2、図－3

（日本工業規格　A列４番）

茨城県
－8.6.－4
県西県民センター
受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙のとおり　　図－4

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず、瓦礫	廃油
排　出　量	37,778.64ｔ	16.71ｔ

（これまでに実施した取組）

排水を自ら中間処理し減量化。
（令和6年度の減量化量実績10,019ｔ）

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず、瓦礫	廃油
排　出　量	37,000ｔ	17ｔ

（今後実施する予定の取組）

・排水を高粘度の状態で回収し、排出量を抑制する。

・排水の発生量が少ないコンクリート配合の研究。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

―

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

―

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②　計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

―</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>コンクリートくず</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>11,324.59ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

排水を自ら中間処理し減量化。
（令和6年度の減量化量実績10,019ｔ）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②　計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>コンクリートくず</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>11,000ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

・排水を高粘度の状態で回収し、排出量を抑制する。
・ﾌｨﾙﾀｰﾌﾟﾚｽ脱水精度の向上、脱水ｹｰｷの含水率低下による減量化</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ
	（これまでに実施した取組） ―		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ
	（今後実施する予定の取組） ―		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず、瓦礫	廃油
	全処理委託量	26,454.05ｔ	16.71ｔ
	優良認定処理業者への処理委託量	ｔ	ｔ
	再生利用業者への処理委託量	26,454.05ｔ	ｔ
	認定熱回収業者への処理委託量	ｔ	16.71ｔ
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 排水を自ら中間処理し減量化。 （令和6年度の減量化量実績10,019ｔ）		

	② 計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	コンクリートくず、瓦礫	廃油
		全処理委託量	26,000ｔ	17ｔ
		優良認定処理業者への処理委託量	ｔ	ｔ
		再生利用業者への処理委託量	26,000ｔ	ｔ
		認定熱回収業者への処理委託量	ｔ	17ｔ
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ｔ	ｔ
		（今後実施する予定の取組） ・排水を高粘度の状態で回収し、排出量を抑制する。 ・排水の発生量が少ないコンクリート配合の研究。 ・ﾌｨﾙﾀｰﾌﾟﾚｽ脱水精度の向上、脱水ｹｰｷの含水率低下による減量化		
※事務処理欄				

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

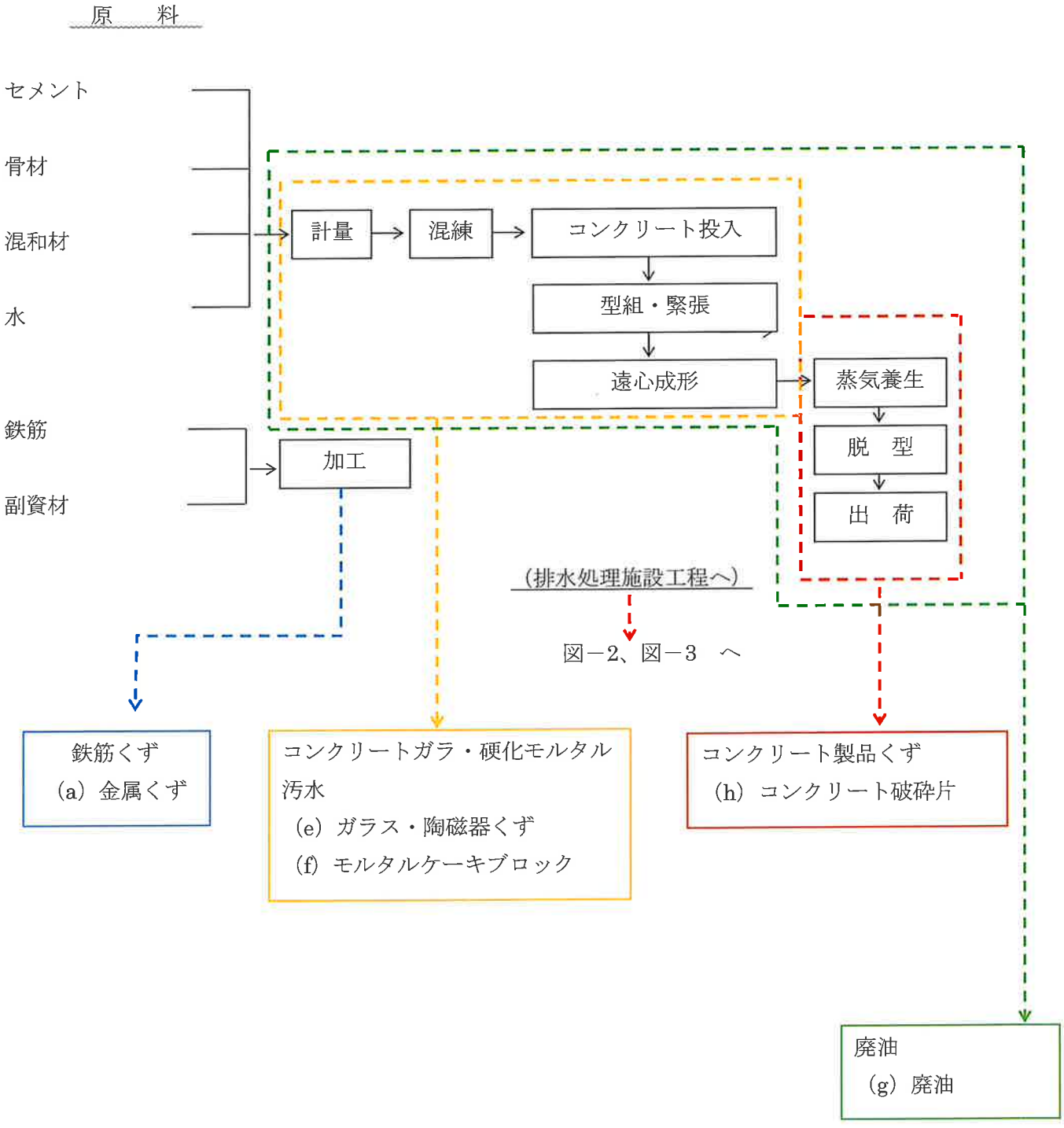
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

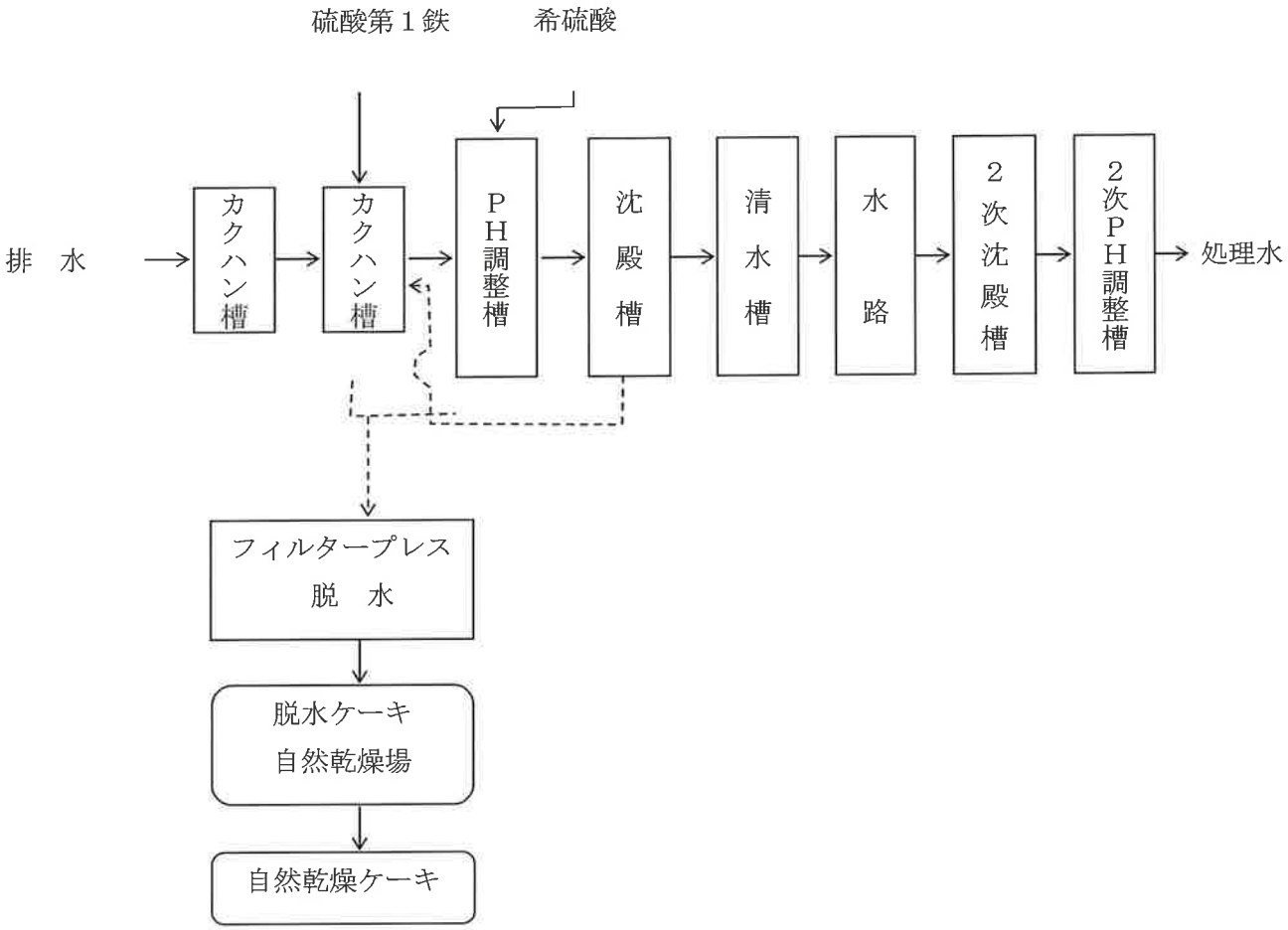
５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

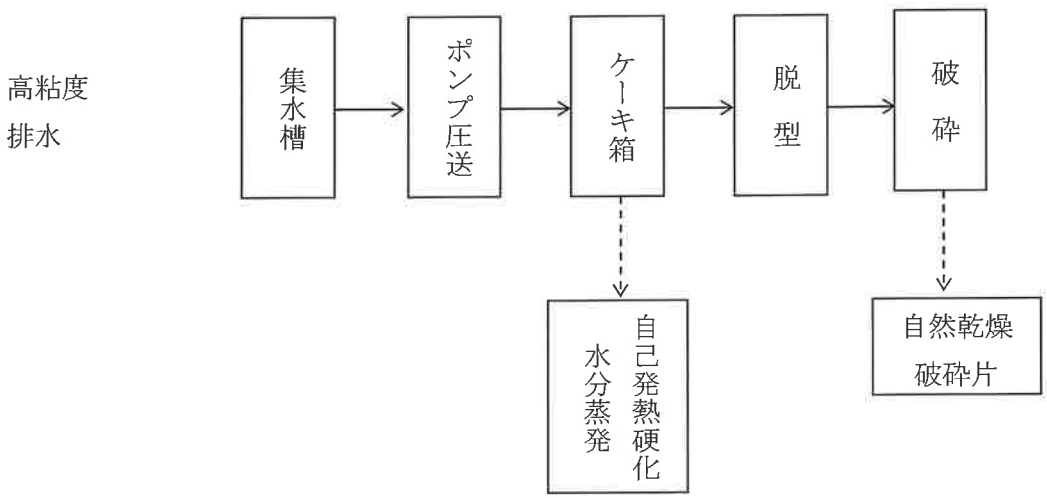
７　※欄は記入しないこと。



図－１　　産業廃棄物の一連の処理の工程



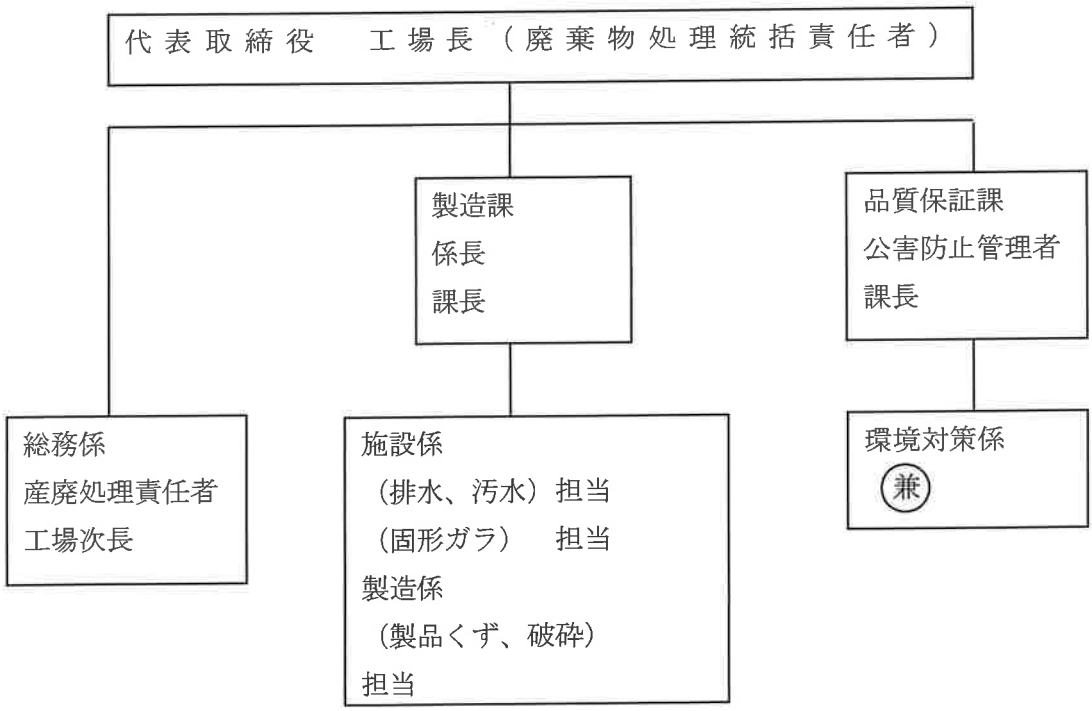
図－２　排水の一連の処理



図－３　排水（高粘度）の一連の処理

統括責任者		東京セキサン㈱ 代表取締役工場長　齊藤　学
廃棄物担当者		工場次長
役割	社内委員会 （廃棄物関連事項） 事務所会議 （廃棄物関連事項）	○廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、再利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の検討 ○委員長－工場長　　委員－関連部署長 ○事務局－管理課主任
	統括責任者	○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者	○廃棄物処理計画の作製 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理体制



図－4　　産業廃棄物の処理に係る管理体制図